

(別紙)

特定事業所集中減算に係る届出について

藤岡市 介護保険課

1 届出が必要な場合

判定期間に作成された居宅サービス計画について、それぞれの訪問介護等サービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合

$$\frac{\text{当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数}}{\text{当該サービスを位置付けた計画数}}$$

※「紹介率最高法人」… 最も多く居宅サービス計画に位置づけられている法人

2 届出様式

- (1) 特定事業所集中減算に係る算定記録<参考様式>
- (2) 正当な理由がない場合は、集中減算の対象となるため、算定記録に加えて以下2点の書類も提出してください。
 - ①介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
 - ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

3 提出期限 (令和8年度分)

区 分	判 定 期 間	提 出 期 限	減 算 適 用 期 間
前 期	3月1日～8月末日	9月15日(火)	10月1日～3月31日
後 期	9月1日～2月末日	3月15日(月)	4月1日～9月30日

4 提出先

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須327番地 藤岡市役所介護保険課介護保険係

5 対象サービス

訪問介護, 通所介護, 地域密着型通所介護, 福祉用具貸与

6 正当な理由の範囲

正当な理由の有無は、事業所からの書類提出後、市町村において個別に判断することとされており、報告された理由を不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算が適用されます。

また、正当な理由について、形式的に要件を満たした場合であっても、市町村が実施する実地指導等により、サービス提供の実態がいわゆる「囲い込み」と判断された場合には、減算の対象となります。

正当な理由

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に、各サービスごとの事業所数が5事業所未満である場合
 - (2) 特別地域居宅介護支援加算を算定している居宅介護支援事業所である場合
 - (3) 判定期間の月平均の居宅サービス計画件数が、居宅介護支援事業所全体で20件以下である場合
 - (4) 居宅介護支援事業所において、対象サービスを位置づけた居宅サービス計画件数が月平均10件以下の場合
 - (5) サービスの質が高いことにより特定の事業者集中していると認められる計画数を除外して再計算すると80%以下となる場合
- 原則として、別添「サービスの質に係る判断基準」①～③の場合を指す。

※ 注意事項

80%を超えるに至ったことについて、正当な理由がある場合には、上記の該当する番号を算定記録の番号欄へ記入してください。

また、正当な理由の番号が(5)に該当する場合には、「計算式」等の添付書類を併せて提出する必要があります。添付書類の提出がない場合は、正当な理由としては認められませんので、ご注意ください。